



安全で快適な生活環境づくり

2項道路の後退寄付に対する 補助金について

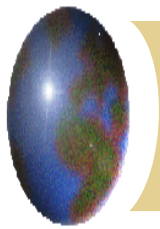
(狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱)



狭山市都市建設部建築住宅課

電話：04-2953-1111 (内2171・2172)

※ 工作物の撤去に係る費用の補助金の申請がある場合、
補助金の申請時、請求書(市様式)を計2枚添付して下さい。



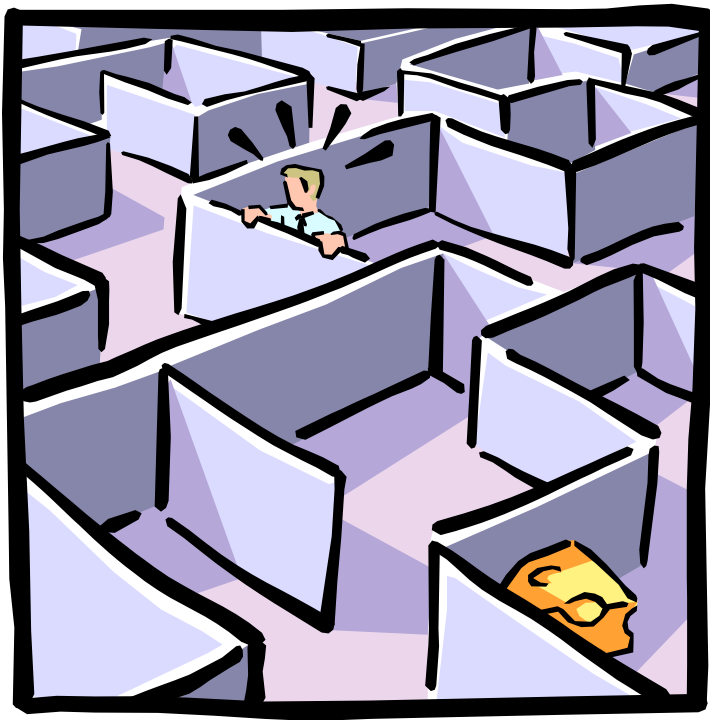
道路の後退とは

私たちの身近にある生活道路は、安全で良好な住環境を保全していく上で極めて重要なものです。また、災害時には避難路としても重要な役割を果たします。

しかし、狭山市内には幅のせまい道路や、すみ切りの無い道路が多数あり、防災活動や交通、日照や通風等、住みやすい環境をつくるうえで大きな障害となっています。

狭山市では「狭山市建築行為に係る後退部分等の整備要綱」を定め、幅員4m未満で市が指定した道(建築基準法42条2項)に接する敷地において、建築行為等があった場合に、中心から2m*の道路後退をしていただき、後退部分を狭山市へ寄附して頂くことにより、道路の幅員を確保して、より良い生活環境を整備しようとするものです。

(※片側に水路・がけ等がある場合、異なる場合があります。詳しくは建築住宅課まで。)

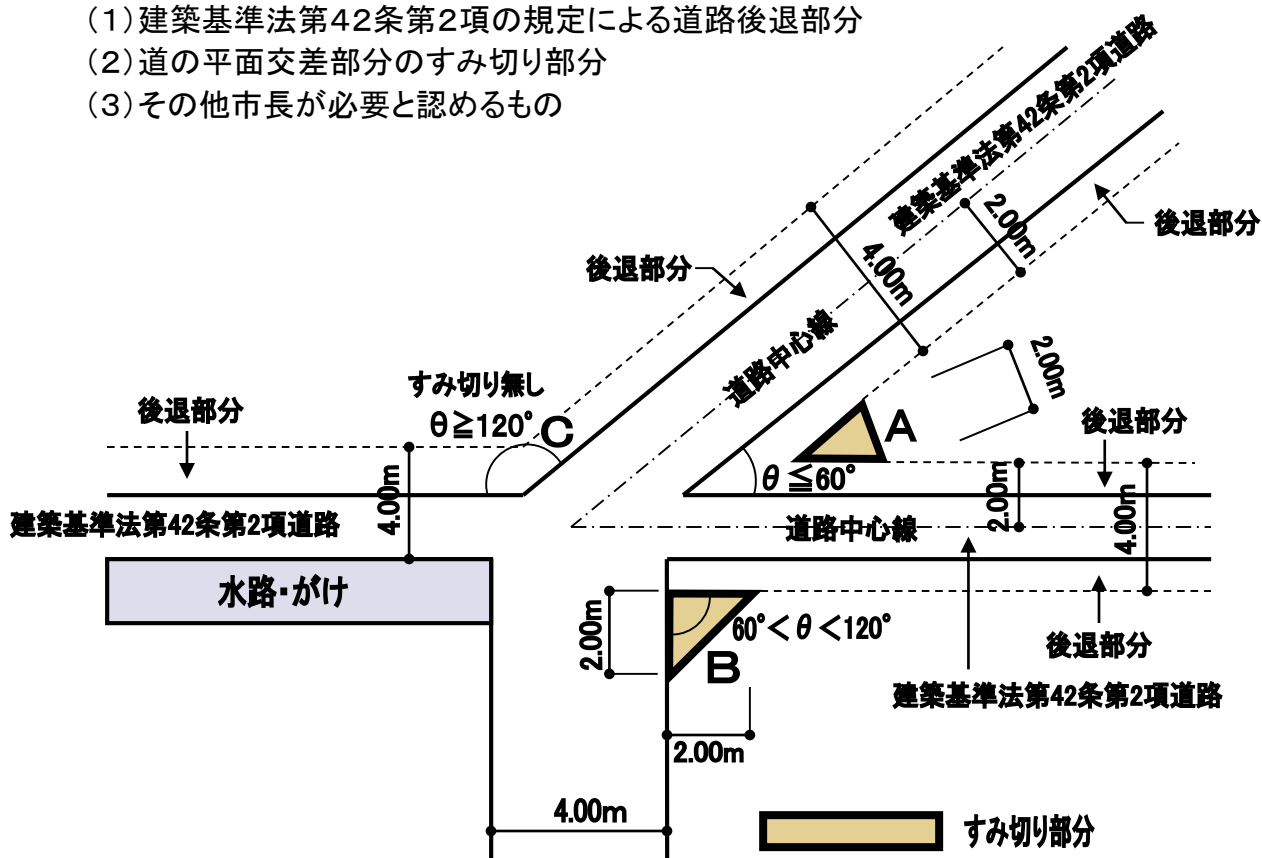




道路後退部分等の取扱い

1. 適用の範囲

- (1) 建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分
- (2) 道の平面交差部分のすみ切り部分
- (3) その他市長が必要と認めるもの



○建築基準法第42条第2項に規定する道路とは

建築基準法が適用になった際、現に建築物が立ち並んでいた幅員4.0m未満1.8m以上の道で市が指定したものをいいます。

その場合、原則として道の中心線から両側にそれぞれ2.0m後退したところを道路の境界線とみなします。

○すみ切り部分とは

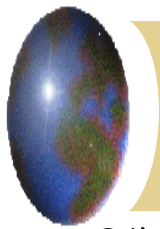
原則として、建築基準法施行令第144条の4第1項第2号の規定によるものとし、道路交差部の角度により、下記のとおりとなります。

A部分 ($\theta \leq 60^\circ$) \Rightarrow 剪除長が2mとなる部分

B部分 ($60^\circ < \theta < 120^\circ$) \Rightarrow 隅角をはさむ辺の長さが2mの二等辺三角形の部分

C部分 ($120^\circ \leq \theta$) \Rightarrow すみ切り不要

※都市計画法第12条に定める市街地再開発における建築行為は適用されません。



補助金の内容

◎後退部分等を分筆し、寄附して頂いた方には、下記の内容の補助金を交付します。

(1)分筆に係る費用の補助金

①分筆費用が明確な場合

1の敷地につき、分筆登記に要した費用または13万円(限度額)

※かど敷地で2方向以上の後退、又は一敷地で後退部分等の筆数が2以上になるものについては、上記額に3万円加算した額(16万円)が限度額となります。

②分筆費用が不明確な場合

1の敷地につき、一律7万円

※「補助金申請者」と「分筆申請者」が同一の場合に限ります。

(2)工作物等の撤去に係る費用の補助金

30万円(限度額)

※工作物等とは、次のとおりです。ただし、建築物は含みません。

- ・門、塀、土留、擁壁等
- ・生け垣及び植木
- ・地下埋設設備

※「工作物査定結果」の通知前に工作物等を撤去した場合、交付対象外となります。

(3)すみ切り部分に係る補助金

3万円/箇所

(4)後退部分の総面積(すみ切り部分含む)に応じた補助金

寄附面積	5㎡未満	10㎡未満	15㎡未満	20㎡未満	20㎡以上
交付額	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円

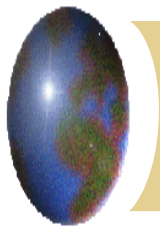
※以下による後退部分等の寄付については、補助金交付の対象となりません。

・「狭山市宅地の等の開発に関する指導要綱」の第3条に定める開発事業による建築行為

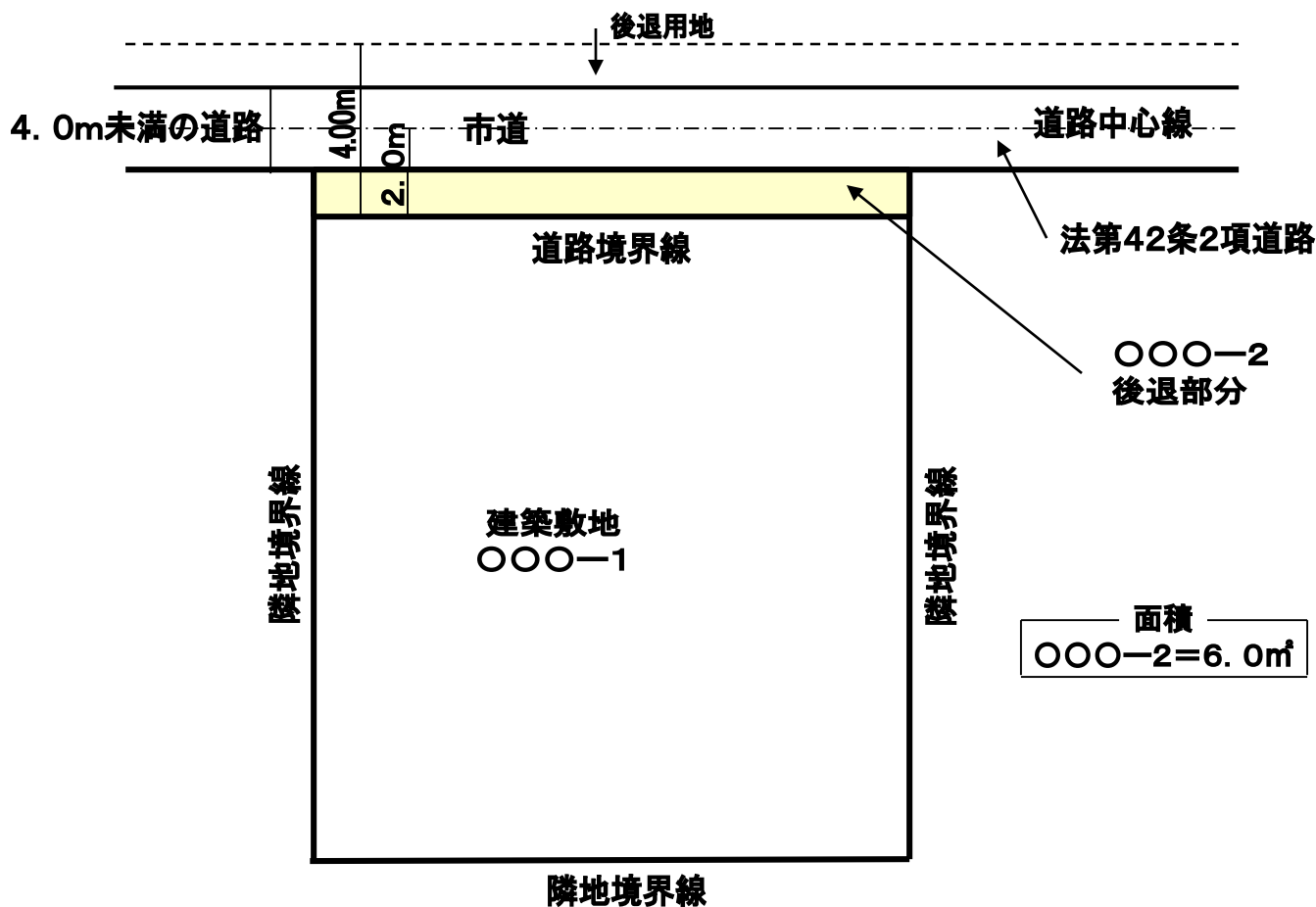
◎都市建設部建設総務課より、道路後退用地寄附申込みして頂く方へ、以下の手続きをお願いします。

- ・市道と後退部分の明確化。
- ・所有権以外の権利の登記抹消。
- ・所有者の登記簿上の住所・氏名、印鑑(登録)証明書の住所・氏名が異なる場合の表示変更登記。
- ・工作物、樹木の撤去、移植。東電柱、NTT柱、共聴アンテナ柱などの移設。

※ 詳しくは都市建設部建設総務課へお問い合わせください。



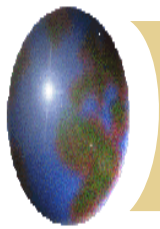
補助金算出例 ①



・分筆に係る費用(限度額) ・面積加算(6.0㎡)
130,000円 + 40,000円 = 合計 170,000円

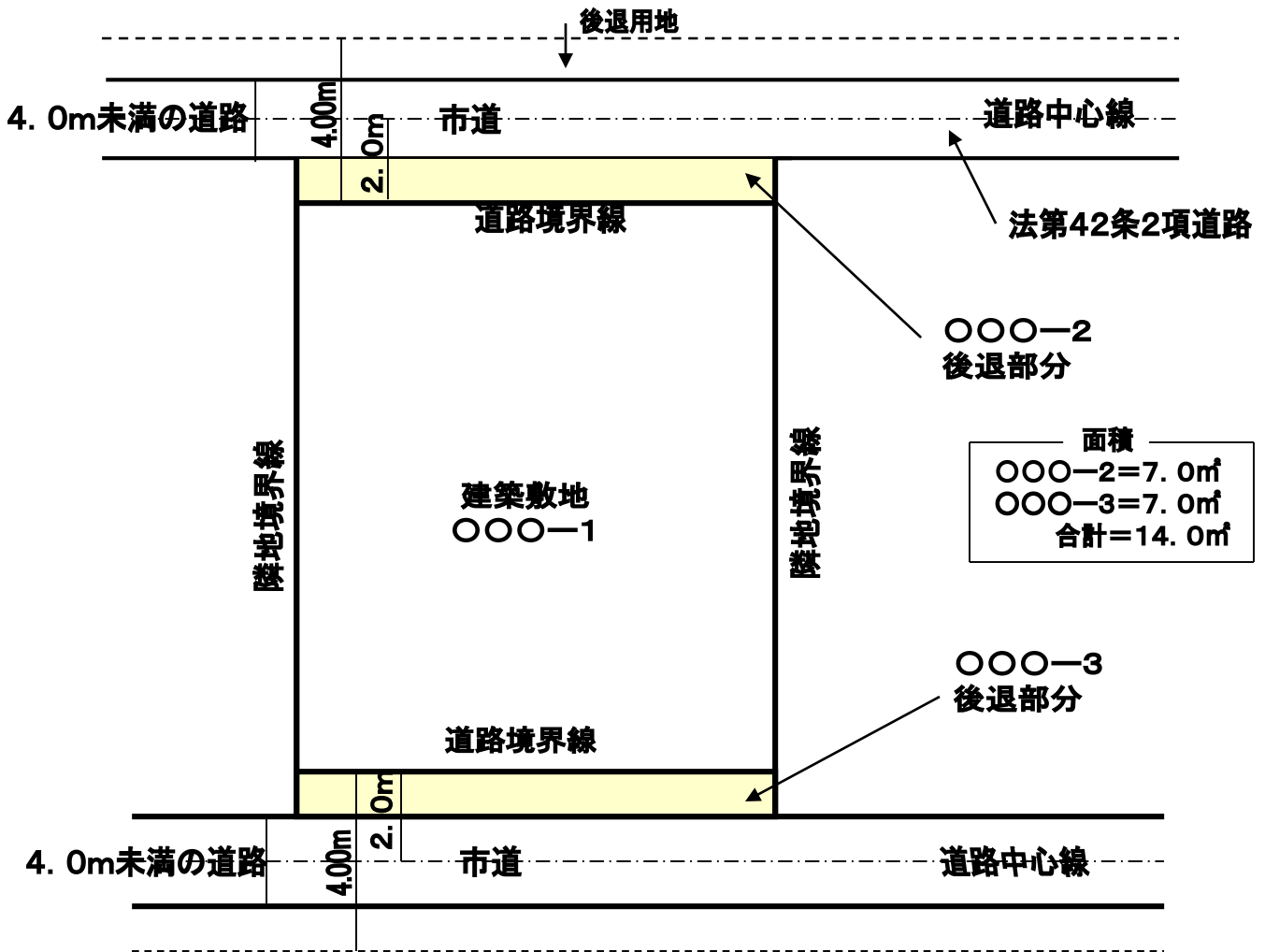
①

- ※ 分筆に係る費用が不明な場合は、①部分が一律7万円となります。
- ※ 建築敷地が複数筆に及ぶ場合も同様の扱いとなります。



補助金算出例

③



・分筆に係る費用(限度額)

・複数筆による加算

・面積加算(14.0m²)

(130,000円+30,000円) + 60,000円 = 合計 220,000円

①

※ 分筆に係る費用が不明な場合は、①部分が一律7万円となります。

※ 建築敷地が複数筆に及ぶ場合も同様の扱いとなります。



補助金の交付申請手続きのなかれ

